

高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種のお知らせ(説明書)

料金の免除について

接種の対象者のうち、下の表に該当する方は、接種料金が免除されます。料金の免除には、所定の証明書類(下の表●のうち、いずれかひとつ)を接種時に接種を受ける医療機関に提出することが必要です。

後日、証明書類を提出しても、接種料金を返金することはできませんのでご注意ください。

料金が免除される方	持参する証明書類 (主なもの)
生活保護世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給証明書 (証明願) ●保護変更決定通知書 ※世帯主のみ。一番近い月のもの。
市民税非課税世帯の方 (世帯全員が非課税の場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険料納入 (特別徴収決定・変更・停止) 通知書 〔通知書の2枚目に記載されている保険料段階が第1段階、第2段階、第3段階の方〕 ※令和8年度分の通知書については、世帯全員が市民税非課税の方でも、保険料段階が第4段階以上となっている場合があります。この場合は、世帯全員分(高校生以下の世帯員を除く)の市・道民税・森林環境税に係る「課税証明書」で非課税を確認のうえ、医療機関に提出してください(課税証明書の発行につきましては、下記をご覧ください)。 ※高齢者肺炎球菌ワクチン接種のために介護保険料納入(特別徴収決定・変更・停止)通知書の新規・再発行はできません。また、各区保険年金課で介護保険料段階の電話でのお問い合わせ等には対応いたしませんので、ご注意ください。 ●市・道民税・森林環境税に係る課税証明書 〔世帯員全員分(高校生以下を除く)が必要です〕 課税証明書は市税事務所、区役所、市役所本庁2階の税の証明窓口で交付しており、肺炎球菌ワクチン接種のために上記証明窓口で交付する場合、手数料は無料です。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>7月までに接種する方は前年度の証明書でも差支えありません。 8月以降に接種する方は当該年度の証明書が必要です。</p> </div>

お問い合わせ先

・高齢者肺炎球菌ワクチン接種に関するご相談・ご質問は、医療機関や各区保健センターにお問い合わせください。

各区保健センター (健康・子ども課) <月～金 (祝日を除く) 8:45 ~ 17:15>

中央保健センター ☎ 205-3351	豊平保健センター ☎ 822-2469
北保健センター ☎ 757-1185	清田保健センター ☎ 889-2047
東保健センター ☎ 711-3211	南保健センター ☎ 581-5211
白石保健センター ☎ 862-1881	西保健センター ☎ 621-4241
厚別保健センター ☎ 895-1881	手稲保健センター ☎ 681-1211

・予防接種実施医療機関等は、札幌市保健所ホームページでもご案内しています。

「札幌市 肺炎球菌 ワクチン」で検索

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/koureihaienn.html>



札幌市国民健康保険では40歳以上の方を対象に、生活習慣病予防のための健康診査を行っています。
〔担当〕札幌市保健福祉局保険医療部国保健康推進担当課 TEL211-2887

〔発行〕札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課 ☎ 211-8189



対象者

札幌市に住民登録がある方で、以下の①または②に該当する方

- ① 接種日現在で65歳の方
- ② 接種日現在で60歳以上65歳未満の方であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方(身体障害者手帳1級相当)
※上記以外の障がいにより身体障害者手帳1級となっている方は対象になりません。

使用するワクチン

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)

※令和8年4月より、定期接種で用いるワクチンが23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン(PPSV23)から、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)に変更になりました。

接種回数

1回

接種場所

実施医療機関

「二次元コード(右記)」又は

「インターネットで『札幌市 高齢者 予防接種』で検索」

※予約が必要な場合やかかりつけの患者の接種を優先的に行っている場合がありますので、事前に医療機関にお問い合わせください。



接種料金

7,200円(生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は所定の証明書類を持参で無料)

持って行くもの

- 【全員】：マイナンバーカード、運転免許証等の年齢・住所を確認できる書類
- 【上記対象者②の方】：身体障害者手帳(1級)又は医師の診断書の写し
- 【料金免除の方】：料金免除に係る証明書類⇒対象者・書類等は4ページ目を参照

注意 接種時に証明書類の提出がない場合は料金は免除になりません。また、後日提出した場合も、料金は返金されません。ご注意ください。

1 肺炎球菌感染症と20価肺炎球菌ワクチンについて

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5～10%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

肺炎球菌には、100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)は、そのうち20種類の血清型を対象としたワクチンであり、この20種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症(※)の原因の約5～6割を占めるという研究結果があります。

また、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)は、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

2 予防接種を受ける前に

- 接種前にはこの説明書をよく読んだうえで、予診票を記入してください。予診票は、予防接種の可否を決める大切な情報ですので、接種を受ける方が責任をもって記入してください。
- 高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種は生涯で1回のみ受けられます。すでに定期接種を受けたことがある方は、再度、定期接種として受けることはできません。
- 過去に任意接種で肺炎球菌ワクチンを受けたことのある方で、医師に接種の必要がないと判断された方は、高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種を受けることはできません(医師が必要と判断した場合は、定期接種として接種可能です)。接種の必要性については医師にご相談ください。

3 予防接種を受けることができない場合

- 下記の方は肺炎球菌ワクチンの接種を受けることができません。
 - (1) 37.5℃以上の熱がある方
 - (2) 重い急性疾患にかかっている方
 - (3) 20価肺炎球菌ワクチンに含まれる成分やジフテリアトキソイドによって、アナフィラキシーショックを起こしたことが明らかな方
 - (4) その他、医師が不適当な状態と判断した方
- 下記の方は、予防接種を受ける前に、担当医師とよく相談してください。
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
 - (2) 予防接種後2日以内に発熱、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がみられた方
 - (3) 過去にけいれんの既往のある方
 - (4) 過去に免疫不全の診断がされている方または近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
 - (5) 20価肺炎球菌ワクチンに含まれる成分やジフテリアトキソイドに対して、アレルギーを呈するおそれのある方
 - (6) 血小板減少症、凝固障害、抗凝固療法を受けている方

4 予防接種後の注意

- 接種後24時間は副反応の出現に注意し、観察しておく必要があります。特に、接種後30分以内は健康状態の変化に注意してください。
- 入浴は、接種後1時間以上経過してから行うようにしてください。
- 過激な運動、大量の飲酒は、それ自体で体調の変化をきたす恐れがあるので、接種後24時間は避けてください。

5 20価肺炎球菌ワクチン接種の副反応

ワクチンを接種した後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー、痙攣(熱性痙攣含む)、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

発現割合	主な副反応
30%以上	疼痛・圧痛*(59.6%)、筋肉痛(38.2%)、疲労(30.3%)
10%以上	頭痛(21.7%)、関節痛(11.6%)
1%以上	紅斑、腫脹

*ワクチンを接種した部位の症状 添付文書より厚生労働省にて作成

6 予防接種後健康被害救済制度

20価肺炎球菌ワクチン接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になる場合(※1)や、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく補償を受けることができます(※2)。

申請に必要な手続き等については、札幌市保健所感染症総合対策課(211-8189)までご相談ください。

※1 入院相当の場合に限ります。 ※2 健康被害の請求には請求期限があります。

7 よくある質問

- Q.他のワクチンと同時接種は可能ですか。接種間隔を空ける必要はありますか。
- A.医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、带状疱疹ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。
- Q.令和8年度からなぜ、定期接種で用いるワクチンをPPSV23からPCV20に変更したのですか？
- A.PPSV23とPCV20はいずれも肺炎球菌に対するワクチンですが、ワクチン接種後の免疫を得る仕組みが異なっているため、ワクチンに含まれる血清型において、PCVの方がPPSVよりも高い有効性が期待でき、2024年時点で成人の侵襲性肺炎球菌感染症の原因となる肺炎球菌の血清型のうち、各ワクチンに含まれる血清型の割合も概ね同等程度でした。また、安全性についてはともに特段の懸念はありません。こうした科学的知見を踏まえた審議会の議論を経て、定期接種で用いるワクチンが変更となりました。